

## ベトナムにおける投資環境

ベトナム副首相 ファム・ザー・キエム様  
日本アセアンセンター事務総長 赤尾信敏様  
在日ベトナム大使 ヴー ズン様  
ご列席の皆様

日本アセアンセンター、ベトナム大使館、そしてベトナム計画投資省が今回、この美しいこの横浜市で開催いたしますベトナム投資セミナーにご参加いただき、心から感謝いたします。また、日本企業のベトナムへの投資の促進のために様々な積極的な支援活動を行ってこられました日本アセアンセンターを高く評価いたします。このセミナーが、ベトナムの投資環境に関する有意義な情報交換の場になることを切に希望いたしております。

計画投資省を代表いたしまして、ベトナムの投資環境について主要なポイントを申し上げるとともに、投資環境の改善に向け、ベトナム政府が行っている様々な努力についてご説明申し上げます。

皆様

外国投資法が1988年に施行されてから2003年の6月30日までの15年の間に、投資許可証が発行されたプロジェクト数は4800件を超え、登記資本金の総額は、新規認可分と増資認可分を含め525億ドルに達しました。そして、現在も効力を持っている投資認可プロジェクトの数はそのうち4000件を超え、登記資本金の額は408億ドル、実際に実施された資本の資本額は260億ドルとなっています。そして世界の72の国と地域の外国企業がベトナムに投資をしています。外国投資セクターは、ベトナム経済全体の中の、ダイナミックで有機的な部分であり、高い成長スピードを誇っており、ますますその重要度を高めています。外国投資は、石油ガスを除いた全輸出額の27%を占めているほか、工業生産額の35%、社会投資額の22%、そして国内総生産の14%を占めています。さらに、外国投資は62万人分の直接雇用を生み出しているほか、数十万人分の間接雇用を生み出しています。

日本は、ベトナムにとって一番のパートナーです。しかし、これは貿易やODAのみに限らず、日本はベトナムにとっての一番の投資家であるのです。現在、投資認可の効力が継続している日本企業による投資プロジェクトの数は380件、その登記資本金の総額は43億ドル、実施資本金額は33億ドルで、資本の実際の投下率でも世界でトップクラスとなっています。現在投資認可の効力が継続しているプロジェクトのうち、3分の2のプロジェクトが実際に活動を展開しており、

年間の売り上げの合計は20億ドル、輸出額の合計は10億ドル、そして5万人分の直接雇用、数十万人分の間接雇用を生み出しています。また、日本企業によって、野村工業団地、タンロン工業団地、ロンビン工業団地の3つの工業団地をベトナムにオープンしています。これらの工業団地には質の高い生産支援施設などの基盤整備が行われています。こういった工業団地に投資をする日本企業がとて増えています。

皆様

今後、年間の国内総生産の増加率 平均7%を目標とする経済発展の需要を前にして、ベトナムは、より多くの、そしてより質の高い外国資本の導入を進め、国の工業化、近代化を進めて参ります。2001年から2005年までの5年間における目標は、新規プロジェクトにおける登記資本金総額で120億ドル、実施資本金総額で110億ドルです。また2005年までに、外国投資の国内総生産や、輸出額、国の財政収入への貢献度はさらに高まるでしょう。外国企業の投資をめぐる各国間の競争が厳しくなる中、今述べた目標を実現するためには経営環境の改善を強力にすすめていかなければなりません。以下に、私は外国投資の導入をめぐるベトナムの環境や政策について説明させていただきます。

#### 1. ベトナムにおける外国投資環境

a まず、ベトナムは相対的に、魅力的で、長期的な優位性を持っている場所だということです。

- ベトナムは、長期的な優位性を持っています。政治的、社会的環境が安定し、治安も確保されていること、そして世界の中でもダイナミックな発展を続けているアジア太平洋地域にあるという地理的優位性を持っています。
- またマクロ的な視点においても、ベトナムの経済環境は、相対的に安定しており、高く、持続可能な経済成長率を維持しています。1991年から2000年までの間に、国内総生産は平均年7.5%を記録し、その規模は2倍を超えました。経済構造も工業化、近代化の方向へと積極的な変化を見せています。また、都市または農村を問わず、国民の生活レベルは向上し続けています。このことは市場の容量が拡大していくための条件になるでしょう。
- ベトナムは、知的レベルの高い豊富な労働力を有しています。2001年における労働者の数は4500万人になります。また労働コストも周辺各国に比べて安くなっています。ベトナムの人間開発指数(HDI)は、経済発展に関する指数より高いレベルを記録しています。このことは、ベトナムの労働者の理解力の高さ、そして移転された技術に自らを適合させていく能力がとて高いことを意味しています。

b 次に、ベトナムは、これまでも、そしてこれからも、経済の改革、いわゆるドイモイを進め、外側だけでなく内側の扉を開放して、より良い経営環境を作り出していくということです。

- ひとつの転換経済であるところの、ベトナムの社会主義的市場経済体制は徐々に形成され、国全体としてばらつきなく発展し、貿易と投資の自由化の方向に向かって推進されています。また、財政・金融分野の改革も、銀行システムの再構築、外国為替市場の柔軟な調整、財政収支の改革、税制度改革などを通じて、促進されています。国営企業だけでなく全ての経済セクターの発展を促す政策によって、企業間の協力や公平な競争が生まれ、そのことにより、より多くの資源を経済社会の発展に回すことができます。これは企業方が施行されてからなお顕著になっています。

- 行政改革（これには、法的枠組みの改革、組織改革、公務員の能力・質の向上を含みます）が、国の行政管理の効率化のために展開されています。また、これまで、様々な経済社会基盤が目覚しく整備され、ベトナムにおける投資コストの低下に貢献しています。

- ベトナムは、多様な、多角的な外交政策をこれからも堅持し、地域や世界における様々な協力機構に積極的に参加していきます。ベトナムは世界の45の国と地域と投資保護協定を結んでいるほか、23の国や地域と二重課税防止協定を結んでいます。そして、2003年中に日本との投資保護協定を結ぶべく、現在最終段階の交渉を進めています。また、ベトナムアメリカ通商協定が2001年に正式に発効したことによって、外国投資をめぐる環境はさらにその魅力を増してまいりました。ベトナムのWTO世界貿易機関への加盟に向けた交渉はすでに第6ラウンドが終了しており、2005年での加盟を目指して、様々な必要な条件の準備を積極的に行っています。

c 次に、組織的な面ですが、ベトナム政府はこのたび、計画投資省の機能と任務に関する規定を改正し、外国投資庁の設立を決めました。これは、ベトナムにおける外国企業の投資活動にとって喜ばしいニュースであり、投資環境を改善すること、そして、経済の改革、ドイモイや、国際経済への参加を推し進めていく中における外国投資の役割の重要性を高めていくことを目指す、ベトナム政府の決意を示すものだといえます。外国投資庁は、ベトナムにおける外国企業の投資活動を統一的に管理する役割を今後になっていくことになります。

## 2、ベトナムの外国投資誘致政策

1987年、ベトナムは外国投資法を施行しました。この外国投資法は、外国投資の条件

整備や、国際慣習との適合を図るため、1990年、92年、96年、2000年に改正されました。この外国投資法の主な内容は次の通りです。

a まず、ベトナム国家は、外国企業の投資資本に対する所有権を保護するとともに、合法的な権利を保護します。そして、投資分野の拡大、投資形式の多様化を段階的に進めています。

現行の規定によると、外国企業は（治安や国防分野のプロジェクトを除いて）ほとんど全ての経済領域においてベトナムに投資を行うことができます。中でも、ベトナムは輸出製品の生産加工、最新技術の応用、そして、新素材やエネルギー、加工機械、化学物質、電子、金属加工、情報技術、抗生薬剤の原料の生産、農林水産分野での養殖事業、廃棄物処理、環境保全などの分野への特に奨励しています。

ベトナム政府は、外国企業の建設業や不動産経営事業への参入を認めたほか、保険事業や遊戯施設の建設などの事業への参入を試験的に認可するなど、外国投資を誘致する分野の拡大を続けています。

また、ベトナム政府は、外国企業が、ベトナムにある工業団地や輸出加工区、ハイテク団地に入居する際の様々な優遇策や、BOT、BTO、BTなどの契約形式によって投資をされる場合の優遇策を実施しています。

ベトナム政府は、2003年の4月15日付で、いくつかの外資系企業が株式会社形態に変更することを可能にする決定を出しました。これにより、会社形態を株式会社に変更した場合、これらの企業は企業法の規定に沿って活動を行うこととなりますが、同時に、外国投資法の定める優遇策を享受することができることとなります。これは、国内企業による投資と外国企業による投資の間の政策上の格差を縮小するとともに、同時に証券市場の発展を促進していくという現在の歩みを進める新しい一歩となります。

b 次に、ベトナムの外国投資政策のシステムが近隣のほかの国に比べて魅力が大きいという点です。

- ベトナムの企業所得税、つまり法人税は、普通税率が25%、優遇税率は20%、15%、10%となっています。また、特別に投資が優遇される場合においては、8年間にわたり法人税が免税になるなど、近隣諸国に比べても、もっとも低いレベルに抑えられています。また、外国に利益を送金する際にかかる税、利益送金税については、7%、5%、3%です。先ほど、ベトナムの国会は、国内企業や外資系企業を問わず、全ての企業を

対象にした企業所得税を可決しました。これは 2004 年の 1 月 1 日から発効します。そして、この法律の精神に従い、国内企業、外資系企業を問わず全ての企業に対して適用される普通税率は 28%になります。また、利益送金税は外国企業への適用はなくなります。今後、国内企業、外国企業共通の法的基盤の整備を続けてまいります。

- また、固定資産を形成する目的で（例えば、ベトナム国内ではまだ製造されていない機械設備、運送専用の設備、建設資材などですが）輸入された製品については全て輸入関税が免税となります。また、特別に投資が奨励される地域への投資、そして、機械、電子、電気産業に供給する部品、パーツの製造を行うプロジェクトについては、原材料の輸入関税が、生産開始後 5 年間免税になります。また、輸出製品を製造するプロジェクトについては、その輸出用製品を製造するための全ての物資、原材料の輸入関税が免税になります。
- 外国企業は、日常の取引に対応するために、各商業銀行において、外貨取引を行うことが認められます。また、経済発展に決定的な性質を有する重要なプロジェクトに対しては外貨調達を保障し、その企業の活動に十分な外貨調達を保障します。
- 外国企業は資産価値、土地使用権の価値を、ベトナムで活動する各銀行において担保に供することができます。政府は外国投資に関する新しい政策を多く打ち出しています。例えば、販売と賃貸を目的とした住宅の建設投資に関する優遇策があります。また、土地法も、不動産経営事業の発展のために改正が検討されています。国内企業、外国企業が共に公平な条件の下で、土地の借用、土地の収用、それに対する補償が行えるようになるでしょう。

特に、今年の 9 月 13 日、政府は、外国投資法に基づく詳細規定を改正しました。その基本的な内容は以下の通りです。

- 地域や国際的な合意に基づいて、外国企業が投資できる生産、経営、サービス分野を拡大した。外国企業に求めてきた輸出割合の最低限度を撤廃した。また、投資奨励分野、特別投資奨励分野を拡大した。（例えば、情報技術、大型機械プロジェクト、輸出製品用の設備の製造など）
- 企業所得税に関する優遇措置を受けられる外国企業の範囲を拡大しました。また、特別投資奨励プロジェクトや、投資奨励地域への投資、機械や、電子機器の製造業については、全ての原材料、物資、部品の輸入関税が免税になります。また技術移転の形式による出資については法定資本金の 20%以下に制限されていましたが、この規定は撤廃されます。また外国企業は、土地使用権の価値、土地に付随する資産の価値をベトナムで

活動する金融機関に対して担保に供することができます。

- 外国投資に関する行政手続の改善を行います。登記や投資認可の形式を拡大するとともに、首相の裁可を得なければならないAグループに属する外国投資プロジェクトの種類を減らしていきます。また、外国投資に関する、各省庁や、地方の各機関における許認可権限、職務上の責任の所在を明確に規定します。

皆様

ベトナム政府が様々な政策や制度面での改革を高い決意と共にすすめていること、経済が回復し、成長軌道に乗っていること、そして（政治、社会的な安定、人口の多い市場の持つ潜在的な可能性、戦略的な地理的位置にあること、安く、よく訓練された人材）などの様々な長期的な優位性、これらが、外国企業がベトナムへの投資を決定する際の重要な要素となっています。しかしながら、私たちは同時に、外国企業の皆様から頂く様々なご批判を皆様と分かち合いたく思っております。ベトナムの経営環境にはまだ問題が多い、外国投資に関する法制度や政策はまだ整備途上の段階にあるため、関連法規間の調整が図られていなかったり、透明性、明確性にかけていたり、また将来を予測することが難しい、行政手続も煩雑だ、などといった皆様からのご意見は真摯に受け止めてまいりたいと思っております。

これまで、ベトナムと日本の企業が集まった組織が作られ、その中の、投資と貿易に関する作業部会では、現行の法規についての様々な問題点を見つけ、それを実際の修正に反映していく作業を行っています。ファンヴァンカイ首相の日本訪問にあたり、今年4月には、ベトナム経済の競争力を強化していくことを目的とした、ベトナムにおける投資環境の改善に関する合同研究委員会が設置されました。このベトナムと日本の共同のアイディアが、ベトナムの投資環境の改善、そして、日本企業がベトナムにおいて抱えているいくつかの困難の解決に積極的な貢献をするものと信じています。

世界経済が大きな変動を見せる中、各企業は自らの経営戦略の調整を迫られています。このような中、世界各国の企業、そして日本の企業の多くが、ベトナムは投資をするにはやはり魅力的で安全な場所だと考えて、ベトナムと長期的な視野で仕事をしたいと関心を寄せ続けています。しかしながら、日本企業による海外への投資全体のうち、ベトナムへの投資はまだとても小さなものです。ですから、私たちは、日本企業が今後、日本の潜在力、そして、ベトナム側のニーズに見合うだけの投資をベトナムで実現されることを願っております。私たちは、常に皆様方と成功だけでなく、リスクを共に分かちあって生きたいと思っております。より多くの日本企業の皆様にベトナムに投資をしていただけるためにも、発生した様々な問題は迅速に解決していきます。そして、日本とベトナムの協力関係

が様々な面で発展していくよう努力していきます。

ご静聴有難う御座いました。そして皆様の意見を心よりお待ちしております。